

# 北海道本部防災支援検討ワーキンググループ

## 報告書

～地域防災力の向上に向けた

北海道本部としての取り組みについて～

平成 30 年 5 月

公益社団法人 日本技術士会

北海道本部防災支援検討ワーキンググループ



## 【目次】

はじめに	1
<b>1 検討の背景</b>	<b>2</b>
1) 北海道内の現状と災害対策の動向について	
2) 統括本部防災支援委員会の活動について	
<b>2 検討の結果</b>	<b>14</b>
1) 大規模災害時における取り組みについて	
2) 平素からの取り組みについて	
<b>3 今後の課題</b>	<b>18</b>
1) 防災支援のための体制づくりについて	
2) 自治体との連携について	
(参考資料 1) 災害時支援活動計画 (案) Support Activity Plan at Disaster (SAPD) 平成 29 年 8 月 公益社団法人日本技術士会防災支援委員会	
(参考資料 2) ① 北海道防災教育アドバイザー制度について ② 「北海道防災教育アドバイザー制度」取扱要領 平成 28 年 5 月 北海道総務部危機対策局危機対策課防災グループ	
(参考資料 3) 北海道本部防災支援検討ワーキンググループ設置要領	
(参考資料 4) 検討経緯	
(参考資料 5) 構成員名簿	



## はじめに

北海道本部は、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、全国各本部に先駆けて防災研究会を設置し、平成9年の「技術士からの提言 -地震災害に備えて- 」とその概要版「地震災害に備えて -技術士からの27の提言- 」の刊行を基点に、平成13年からは防災・減災に関する市民向けセミナー等を定期的に開催している。

平成19年からは実行委員会に位置付け名称を防災委員会と改め、北海道における多様な災害による被害を最小限に食い止めるための防災・減災対策を調査研究し、社会に対して様々な情報を発信する取り組みを継続しており、これまで「防災・減災カード（地震サイバル編）」、東日本大震災を踏まえた「北海道の防災 -教訓と提言- 」、平成28年には設立20周年記念誌「技術者の心、絆」を発行してきた。

平成23年3月の東日本大震災は、震災関連死を含めると20,000人を超える未曾有の被害をもたらし、社会全体に対してそれまでの防災・減災対策の大転換を促し、政府は平成25年までに災害対策基本法の抜本的な改正を実施した。

日本技術士会も、大規模災害発生時の被害軽減を目的とした平素からの技術支援など、これまで以上に社会貢献活動を深めるため活動要綱等の見直しを図り、平成29年には「災害時防災支援活動計画（案）」を策定、行政ならびに防災関係機関との協定締結に関するガイドラインについての検討を進めている。

北海道では、平成28年8月に観測史上初めて三つの台風が上陸、その後も前線や台風の接近が重なり、河川の氾濫や土砂災害による甚大な被害が道内全域に及んだ。ここ数年こうした豪雨災害が度々発生しており、地球温暖化による影響は否めない。また、今年の2月には政府の地震調査研究推進本部が、根室沖地震の30年以内に起きる確率を「70%程度」から「80%程度」に引き上げるなど、今後の大規模災害発生への懸念が高まっており、新たな取り組みが求められている。

本報告は、こうした動向を踏まえ、懸念が膨らむ大規模災害に備えて、道内全域における地域防災力の向上に資する北海道本部としての取り組みの方向性について提案している。今後より実務的な検討の上、具体的な活動に繋げ、技術士による防災・減災の取り組みを通じた、これまでにも増した社会貢献が展開されることを期待したい。

平成30（2018）年5月

北海道本部防災支援検討ワーキンググループ 座長  
（北海道本部防災委員会 委員長）  
城戸 寛

# 1 検討の背景

## 1) 北海道内の現状と災害対策の動向について

### ① 道内における地震災害について

近年、北海道内及びその周辺海域を震源とした、死者や行方不明者等を伴う大地震は、平成 15（2003）年の十勝沖地震以降発生していない。平成 23（2011）年の東北地方太平洋沖地震による東日本大震災では、道内においても死者 1 名、軽傷者 3 名、住家一部損壊 11 棟の被害が生じている。

表-1 近年における主な地震災害（北海道建設部ホームページより）

発生年月日 地震災害名	規模 (M)	最大震度	被害状況
1993 年 1 月 15 日 釧路沖地震	7.8	6 釧路 5 帯広、広尾、浦河	釧路、十勝地方を中心に被害、死者 2、負傷者 9 6 6
1993 年 7 月 12 日 北海道南西沖地震	7.8	5 小樽、寿都、 江差、深浦	渡島、桧山、特に奥尻に大被害、大 津波、死者 2 0 2、行方不明 2 8、 負傷者 3 2 3
1994 年 10 月 4 日 北海道東方沖地震	8.2	6 釧路、厚岸、 中標津 5 根室他	釧路市を中心に被害、負傷者 4 3 7、住宅全壊 6 1 棟、半壊 3 4 8 棟
2003 年 9 月 26 日 十勝沖地震	8.0	6 弱 新冠、静内、 浦河、鹿追他	日高、十勝釧路地方を中心に被害、 行方不明 2、負傷者 8 4 7

平成 19（2007）年 10 月からは、緊急地震速報（地震早期警報システム）が開始されており、道内で発令されたのは表-2 のとおりとなっている。最大震度や被害状況が軽微なことから、地震災害に対する道民の警戒心を弱める傾向が危惧される。また、政府の地震調査研究推進本部が公表している北海道の内陸活断層において予想される地震発生確率も比較的小さく、北海道民の油断を生じさせかねない。

一方で、海溝型地震については、平成 29（2017）年 2 月に北海道防災会議地震専門委員会が、日本海沿岸における津波想定を大幅に見直しており、最も高い檜山管内せたな町日中戸岬で 26.9m など、7 町村で最大値が 20m を超えている。

また、政府の地震調査委員会による平成 30（2018）年 1 月に更新した海溝型地震などの長期評価において、根室沖で M7.8～8.5 程度の地震が 30 年以内に起きる確率を

「70%程度」から「80%程度」に引き上げるなど、今後の大規模地震発生への懸念は高まっている。

表-2 道内で緊急地震速報（警報）が発表された一覧（☆は発表なし）

	発生日時	震央地名	M	観測最大震度	備考
1	2008/11/22 00:44	根室半島南東沖	5.2	4	
2	2010/12/02 06:44	石狩地方中部	4.6	3	
4	2011/05/15 07:30	根室半島南東沖	5.0	3	
5	2011/11/24 19:25	浦河沖	6.2	5弱	
6	2012/08/14 11:59	オホーツク海南部	7.3	3	
7	2013/02/02 23:17	十勝地方南部	6.6	5強	負傷者14名 住家一部破損1棟
8	2014/07/08 18:05	胆振地方中東部	5.6	5弱	負傷者3名
9	2016/01/14 12:25	浦河沖	6.7	5弱	負傷者2名 非住家公共建物1棟
10	2016/06/16 14:21	内浦湾	5.3	6弱	負傷者1名 住家一部破損3棟
11	2016/06/21 00:10	内浦湾	4.2	4	
12	2017/07/01 23:45 ☆	胆振地方中東部	5.1	5弱	負傷者1名

表-3 北海道内陸活断層と予想される地震発生確率

	断層帯名	マグニチュード	発生確率 (30年以内)
1	標津	7.7程度以上	不明
2	十勝平野	7.2～8.0程度	0.1%～0.4%
3	富良野	7.2程度	ほぼ0%～0.03%
4	増毛山地東縁他	7.5～7.8程度	0.6%以下
5	当別	7.0程度	ほぼ0%～2%
6	石狩低地東縁	7.7～7.9程度	ほぼ0%～0.2%以下
7	黒松内低地	7.3程度	2%～5%
8	函館平野西縁	7.0～7.5程度	ほぼ0%～1%
9	サロベツ	7.6程度	4%以下

表-4 北海道周辺の主な海溝型地震と予想される地震発生確率

	海溝名	マグニチュード	発生確率 (30年以内)
1	十勝沖	8.0～8.6程度	8%
2	根室沖	7.8～8.5程度	80%程度
3	色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5程度	60%程度%
4	北海道北西沖	7.8程度	0.006%～0.1%
5	北海道西方沖	7.5程前後	ほぼ0%
6	北海道南西沖	7.8前後	ほぼ0%
7	青森県西方沖	7.7前後	ほぼ0%
8	三陸沖北部	8.0前後	4%～20%

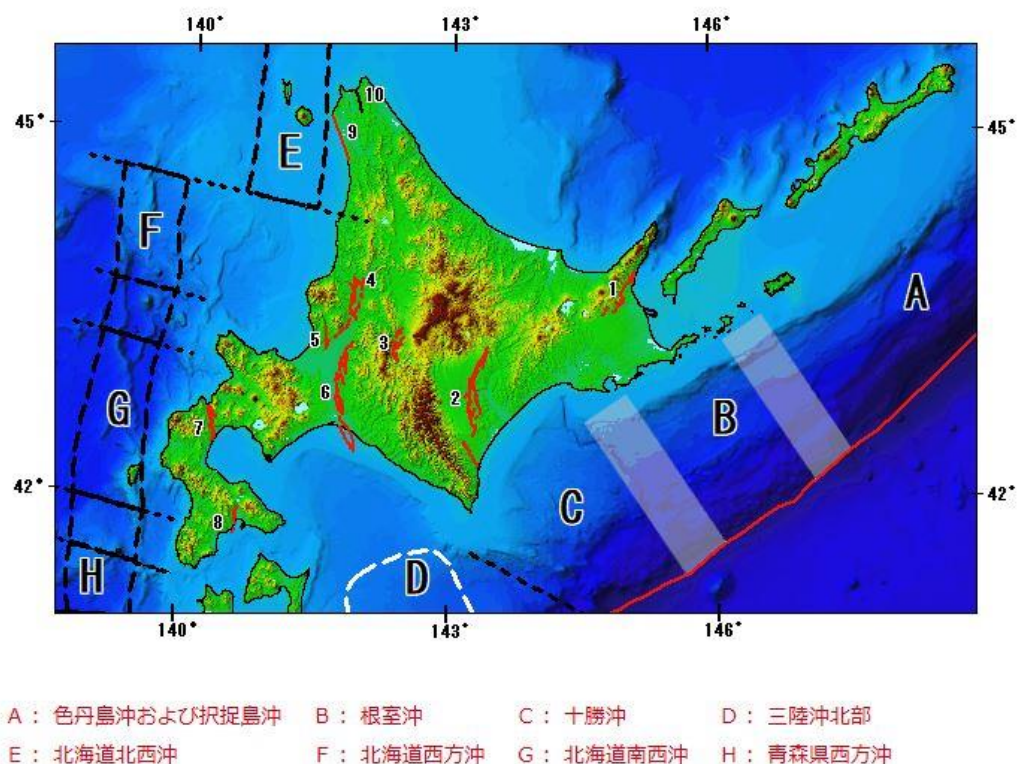


図-1 北海道周辺の主な海溝位置

(表-3, 4、図-1 は、政府地震調査研究本部ホームページより)



## ② 道内における豪雨災害等について

道内における豪雨災害等は、近年被災頻度が増加傾向にあるとともに、大規模化しており、地球温暖化に伴う気候変動(図-2 参照)が大きく影響していると考えられる。

過去においても、表-5 のとおり甚大な被害が発生しており、これまでも計画的な防災対策が進められてきたが、今後更に進展が予見されている地球温暖化に適応するためには、更なる基準の見直しや施設の増強が求められている。

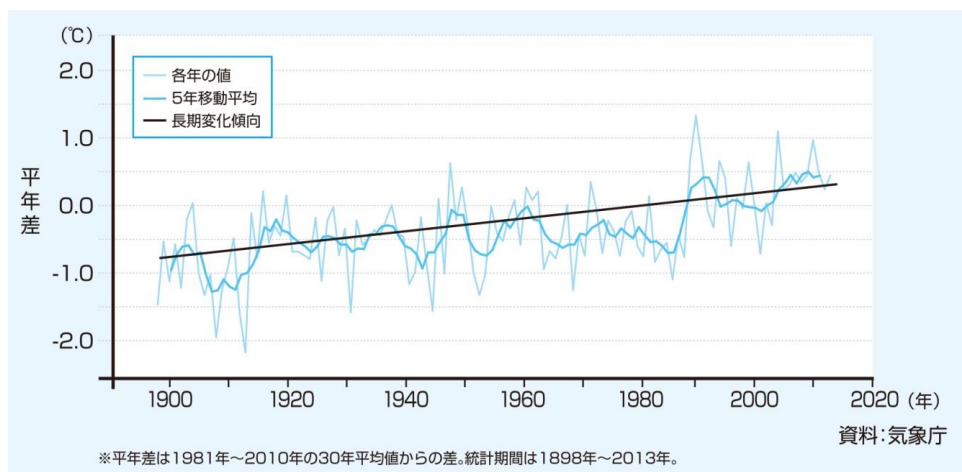


図-2 北海道内の都市化による環境変化が少ない3地点  
(網走、根室、寿都)における気温の推移

表-5 北海道における豪雨等災害 (ほっかいどうの防災教育「知識編」より)

	発生年月	災害名	備考
1	1954年9月	洞爺丸台風	人的損害1,600余、全壊住家5,987
2	1958年7月・9月	台風第11号 台風第22号	死者7、行方不明者2、住家破壊13 死者8、行方不明者26、住家全壊146
3	1965年9月	台風第23号、第24号	死者5、行方不明者1、住家全半壊182
4	1966年6月	台風第4号	死者5、行方不明者17、住家全壊1
5	1979年10月	台風第20号	死者・行方不明者等72、住家等全壊14
6	1981年8月	台風第12号 台風第15号	死者8、重傷者5、軽傷者9 死者2、重傷者12、軽傷者42
7	1981年9月	台風18号	死者9、重傷者2、軽傷者3
8	2003年8月	台風第10号	死者10、行方不明者1、住家全壊16
9	2004年9月	台風第18号	死者10、負傷者336、住家全壊10
10	2006年11月	佐呂間町竜巻	死者9、重傷者6、住家全壊7

平成 26 (2014) 年 7 月末から 9 月中旬にかけては、台風、低気圧等による豪雨で全道各地において被害が発生した。特に、8 月 23、24 日の豪雨では礼文島で土砂災害が発生、9 月 9～12 日の豪雨では、札幌をはじめ 12 市町村約 46 万世帯 92 万人に避難勧告が発令され、各所で土砂災害、浸水被害が発生した。札幌では 9 月 11 日 5 時 35 分に、道内で初めて大雨特別警報が発令されている。

平成 28 (2016) 年 8 月 17 日から 23 日にかけては、北海道の観測史上初めて三つの台風 (第 7 号、11 号、9 号) が上陸し、その 1 週間後の 29 日から前線に伴う降雨があり、引き続き台風第 10 号が北海道に接近 (図-3 参照) し、河川の氾濫や土砂災害による被害が北海道全域に及ぶ結果となった。

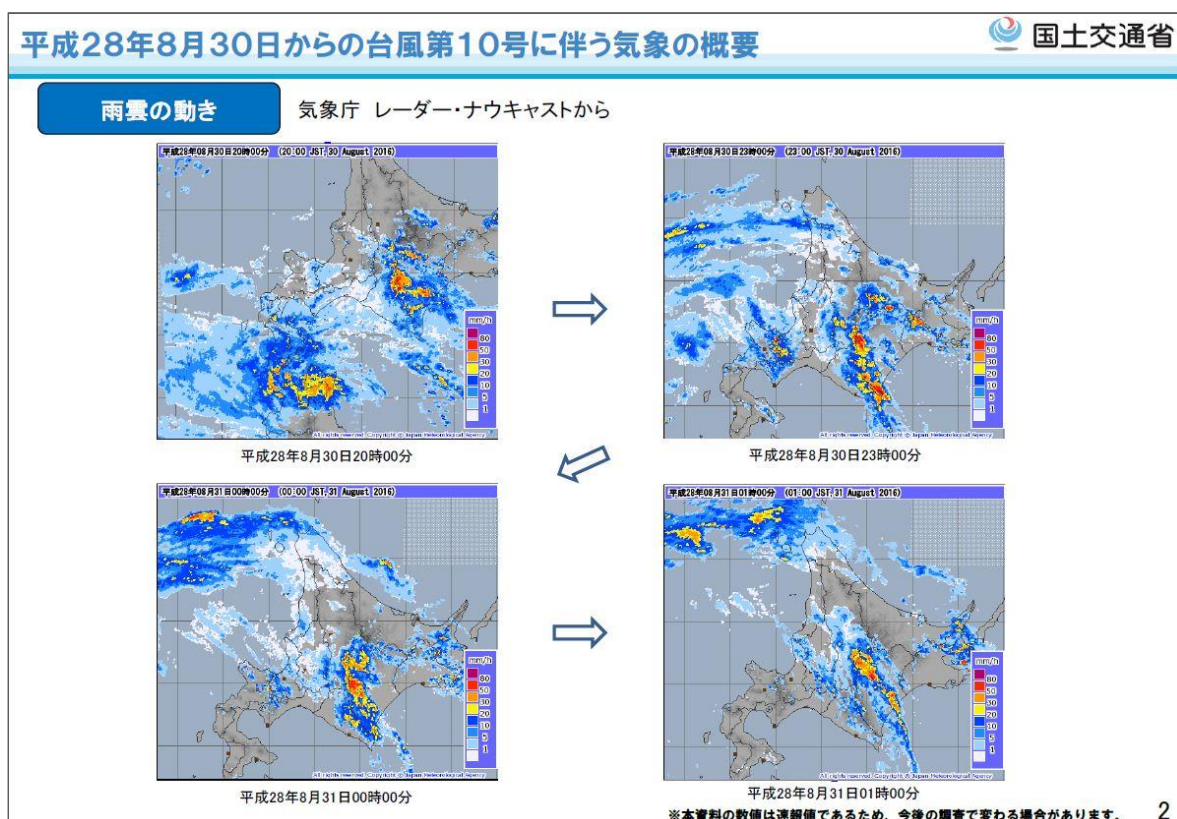


図-3 台風第 10 号に伴う雨雲の動き (国土交通省報道発表資料より)

国道274号 清水町 日勝峠8号目付近 (H28.9.1の状況)



国道274号 清水町 日勝峠7号目付近 (H28.9.1の状況)



写真-1 国道 274 号 清水町日勝峠被災状況 (国土交通省報道発表資料より)



写真-2 国道 274 号 三国の沢覆道被災状況（国土交通省報道資料より）

表-6 1981（昭和 56）年災害と 2016（平成 28）年災害との被災状況比較

	昭和 56（1981）年			平成 28（2016）年
	8/3～6	8/21～23	計	8/16～9/11
原因	前線・台風	前線・台風		台風・低気圧
被災地域	全道	全道		全道
被災市町村数	185 市町村	198 市町村		集計中
死者	8 名	2 名	10 名	4 名 (行方不明 2 名)
床上浸水	6,115 棟	2,850 棟	8,965 棟	273 棟
床下浸水	20,948 棟	13,479 棟	34,427 棟	989 棟
農作物被害 (田)	41,060ha	14,206ha	55,266ha	40,258ha
農作物被害 (畑)	134,920ha	75,186ha	210,106ha	
土木被害	4,777 ヶ所	1,604 ヶ所	6,381 ヶ所	2,269 ヶ所
被害総額	2,705 億円	904 億円	3,609 億円	2,803 億円

### ③ 災害対策の動向について

政府は、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて、災害対策基本法等について 2 か年にわたって改正を実施している。

平成 24（2012）年 6 月 27 日公布・施行した第 1 弾の改正概要は表-7 のとおりで、残された課題については速やかに必要な措置を講ずるものとされた。

表-7 「第 1 弾」災害対策基本法の改正の概要（平成 24 年 6 月 27 日公布：施行）

#### i 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えを強化

#### ii 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を超える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

#### iii 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

この改正では、大規模災害が起こることを前提に、被災後の回復力を高めるための行政による事前の準備とともに、住民の責務や防災教育を努力義務化するなど、東日本大震災の教訓を今後に活かす内容が盛り込まれた。

翌、平成 25（2013）年 6 月 21 日、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告を踏まえて、表-8 のとおり更なる改正を実施している。

とりわけ「平素からの防災への取組の強化」を掲げており、「減災」の考え方等を基本理念として明確化し、行政と民間事業者との協定締結やボランティアとの連携促進、また、地区防災計画の住民提案や防災マップの作成などが条文化された。

表-8 災害対策基本法の一部を改正する法律の概要（平成25年6月21日公布）

### i 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。 等

### ii 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人から同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。 等

### iii 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被害者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく公布しなければならないこととすること。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。

#### iv 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとすること。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。 等

#### v その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。 等

## 2) 統括本部防災支援委員会の活動について

### ① 「災害時支援活動計画（案）」の概要

防災支援委員会は平成15（2003）年より、大規模自然災害発生時の災害被害の軽減を目的として、平素からの技術的支援活動などを通じた技術士会会員の社会貢献活動に取り組み、多岐にわたる防災・減災に関する事業を実施している。

この間、平成23（2011）年3月東日本大震災、平成26（2014）年8月の広島市土砂災害、平成28（2016）年の熊本地震などにおいては、日本技術士会の運営規則などに基づき、被災地支援のための防災会議や現地派遣調査団の運営を担ってきた。

こうした経緯を踏まえて、平成22（2010）年9月に策定された「防災支援委員会事業継続計画（BCP）」を大幅に見直し、自治体等への支援活動の行動計画を中心とした「災害時支援活動計画（案）」（参考資料1参照）を平成29（2017）年8月に策定しており、防災会議の設置や現地派遣調査団などについて、発動基準とともに災害時支援活動フロー（図-4参照）による具体的な対応方針を示している。

また、WEB会議や現地防災会議の設置など被災した地域本部及び防災支援委員会の当該地方委員との連携、役割分担、さらに東京被災の場合における他の地域本部による代替対応についても提案されている。

なお、本計画は、今後もより実践的な災害時支援活動計画となるよう、PDCAサイクルで見直しを行い、災害時支援活動計画が、より実務的に機能するよう継続的に改善を進めることとしている。

## 大規模災害発生／SAPD発動

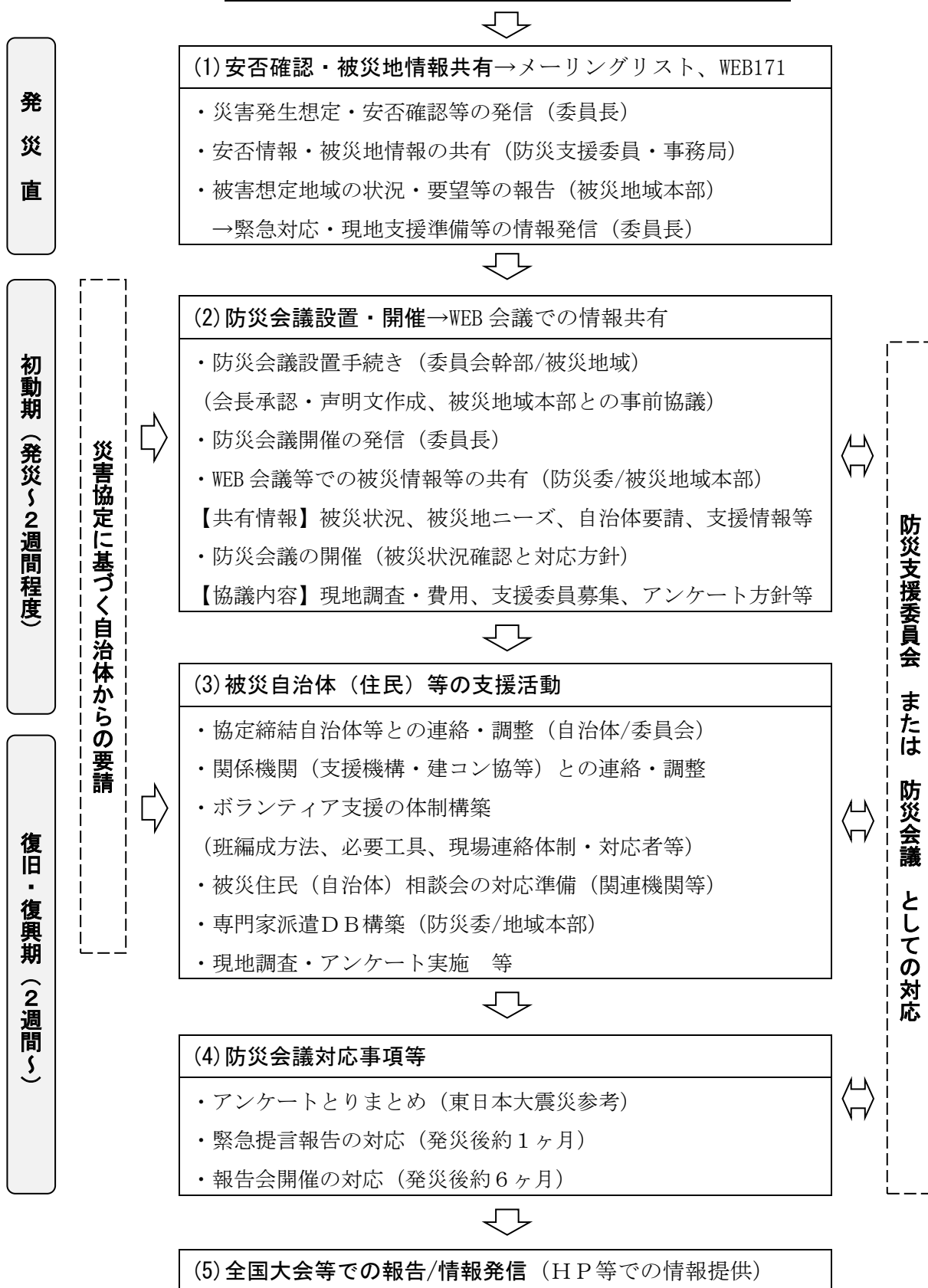


図-4 災害時支援活動フロー

## ② 主な防災・減災支援活動の概要

防災支援委員会は 21 部門の実務専門技術を活かして、防災・減災に関する様々な支援活動（図-5 参照）を実施している。

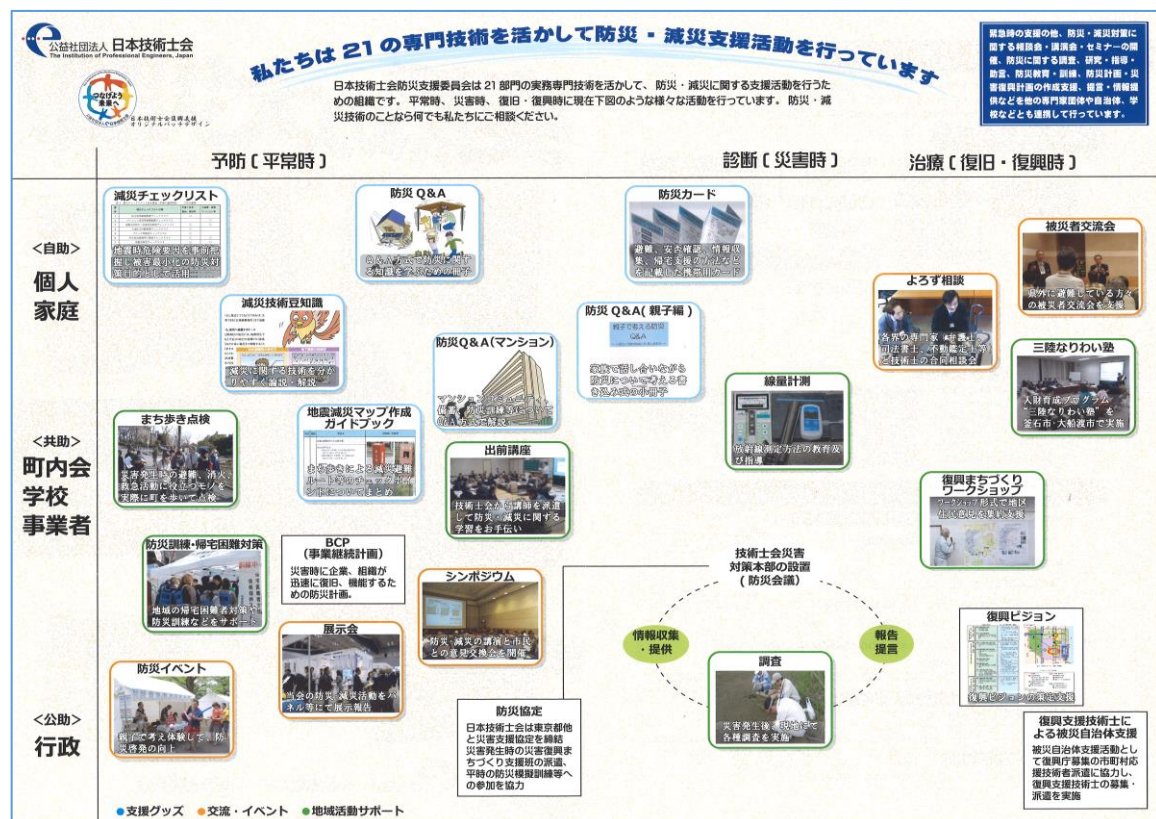


図-5 「突然の大災害！」防災支援委員会パンフレット

具体的には、日本技術士会として災害復興まちづくり支援機構の構成員として東京都と復興まちづくりの支援に関する協定を締結しており、復興まちづくりシンポジウムや首都防災ウィークなどの事業に各団体と連携して参画している。

また、東京都墨田区とは統括本部として災害復興支援協定を結び、まち歩き点検や出前講座など平素からの多様な取り組みを進めているほか、防災産業展や横浜震災展などへの出展を通じて、防災・減災に関する情報発信を積極的に展開している。

### ■ 平成 30 年度に予定されている主な活動

- 第 12 回復興まちづくりシンポジウム：復興まちづくり事前訓練を同時開催
- 第 6 回首都防災ウィーク：防災フォーラム、防災体験プログラムなど
- 2018 防災産業展 in 東京：日本技術士会展示ブースの出展
- 第 23 回横浜震災展：日本技術士会展示ブースの出展及びセミナー開催
- 第 14 回全国防災連絡会議：技術士会全国大会との同時開催（第 1 回は札幌）



東日本大震災の教訓を踏まえた復興まちづくり事前訓練については、「防災・減災」に加えて社会機能の回復力を高める縮災（京都大学名誉教授河田恵昭が提唱している）として位置付け、東京都の都市復興訓練などにも参画し、取り組みを進めている。

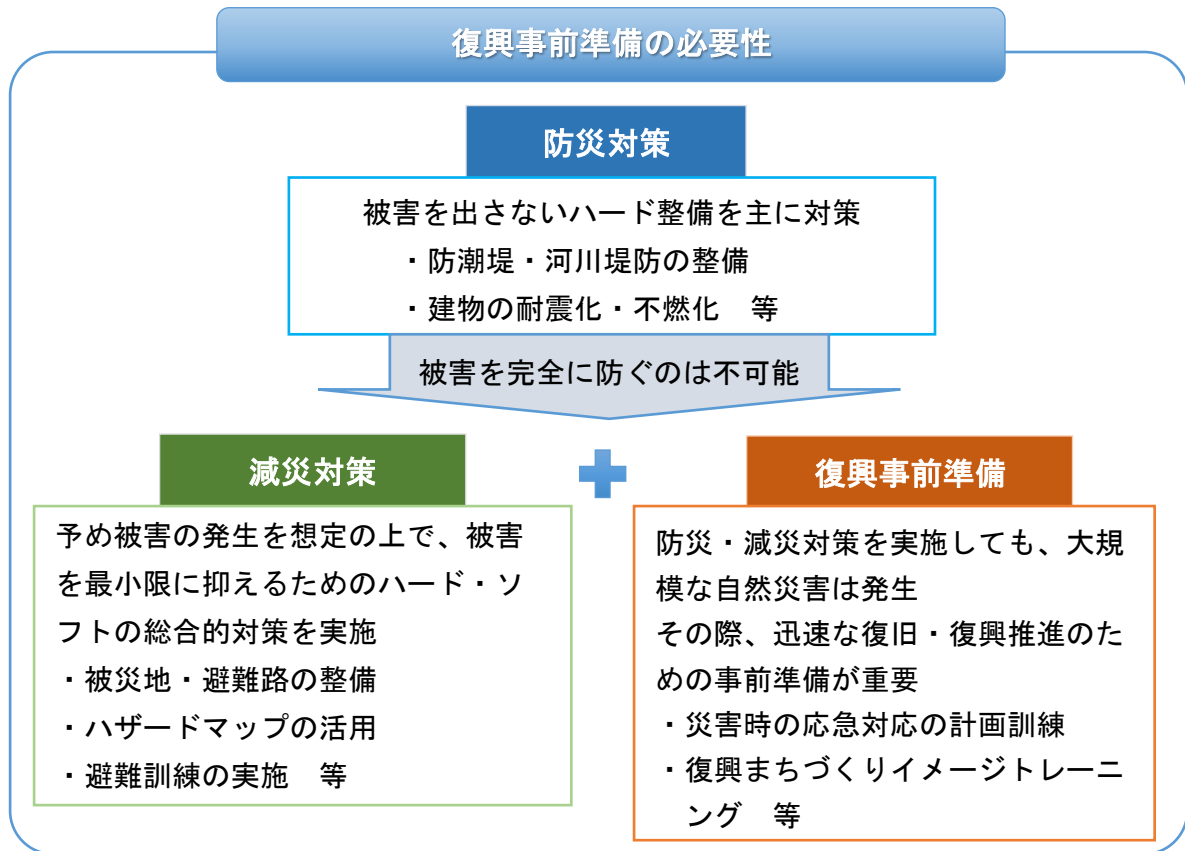


図-6 復興事前準備の位置づけ（復興まちづくり事前訓練報告より）

## 2 検討の結果

北海道は、いま、大地震及びそれに伴う津波や地球温暖化に伴う豪雨による大規模災害に備えて、平素からの取り組み強化による地域防災力の向上が求められる。

また、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正、そして、その改正を契機にした日本技術士会の活動要綱等の見直しを踏まえ策定された「災害時支援活動計画（SAPD）」を勘案し、今後の北海道本部としての取り組みについて、以下のとおり提案する。

### 1) 大規模災害時における取り組みについて

#### ① 発災直後及び初動期について

大規模災害時の発災直後及び初動期においては、自衛隊法第 83 条に伴う自衛隊の災害派遣、警察や消防による緊急援助隊、災害医療チーム（DMAT）や国土交通省による緊急災害対策派遣隊（TEC FORCE）等が被災自治体と統制をとりながら、救助活動、緊急復旧及び応急対策などにあたっている。また、土木学会など各種の学術団体による緊急現地調査や被害状況把握が実施され、被害の拡大防止や復旧対策に繋がっている。

これまでの北海道内における災害時においても、同様の対応が図られており、北海道本部の会員の多くが本来業務として、国土交通省や被災自治体及び学術団体などと現地における各種取り組みを展開してきた。

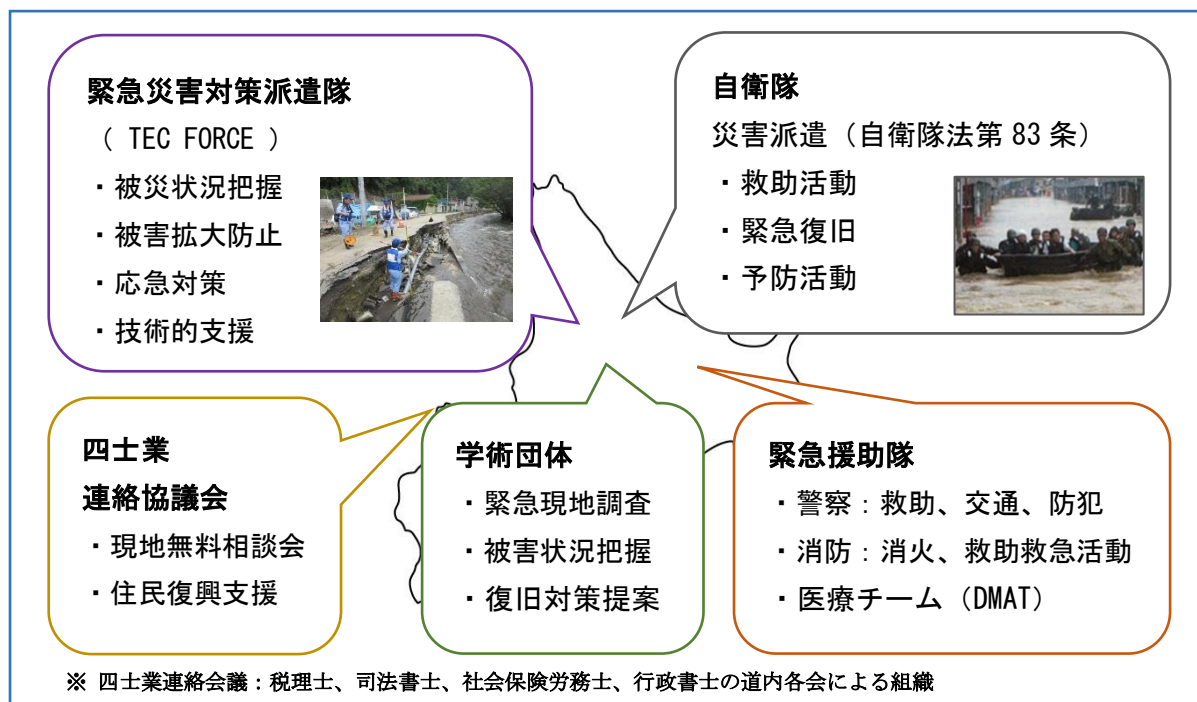


図-7 大規模災害時における取り組みイメージ

こうした状況を踏まえ、発災直後及び初動期においては、北海道本部としての組織的な取り組みは想定せず、災害時支援活動計画（SAPD）に連動した対応について、北海道本部としての所要の対応を実施するものとし、以下のとおりとする。

#### ■ 発災直後及び初動期の取り組み

- 被災状況及び安否確認等（本部長、防災委員会 委員長）
- メーリングリスト等による災害情報 B o x の開設（防災委員会 委員長）
- 防災支援委員会との連絡調整（防災支援委員会 委員）
- 防災会議への W E B 参加の準備対応（本部 事務局）

#### ② 復旧・復興期の取り組みについて

災害時支援活動計画（SAPD）においては、復旧段階における被災地での支援活動が具体的に例示されているが、この段階においても北海道本部会員の大半は本来業務として被災地での取り組みを継続していることが想定される。

このため、北海道本部としては、復興期における技術支援から具体的な取り組むとすることが相当であり、将来的には防災協定を締結している自治体からの要請に基づいた復興支援に関わることが期待される。

したがって、現地調査団の派遣についても、復興に向けた技術支援を主な目的とするもので、被災地の復旧状況を十分勘案して実施することになる。

こうした取り組みを進めるにあたっては、防災委員会と被災した地方委員会との綿密な連絡・調整が求められる。

#### ■ 復旧・復興期の取り組み（将来）

- 防災委員会と地方委員会との連絡・調整（防災委員会、地方委員会）
- 復興を目的とした現地派遣調査団への協力（防災委員会、地方委員会）
- 自治体との防災協定に基づく復興期の技術支援（防災委員会、地方委員会）

## 2) 平素からの取り組みについて

### ① 平素からの取り組みの目的

日本技術士会は加盟した技術士（技術士補を含む）を会員とし、技術士制度の普及、啓発を図ることを目的に活動しており、北海道本部としては北海道地域に密着して、技術士業務の啓発、地域経済・産業の発展、科学技術の振興、地域の技術者の育成、福祉の増進に寄与する活動に取り組んでいる。

そのうえで、様々な場面で、専門性を活かした社会貢献事業に繋げており、これまでも防災委員会は札幌をフィールドに、地方委員会は各地域において、それぞれ防災・減災に関する情報発信を継続してきている。

近年の大規模化、複雑化する北海道内の災害発生状況や社会における災害対策の動向を踏まえ、また、大規模災害時における取り組みを見据えて、防災・減災から縮災等といった、これまで以上に幅広い観点からの取り組みが求められている。

このため、以下の目的を踏まえ、防災委員会と地方委員会との連携による災害被害の軽減を目的とした、全道域における科学技術コミュニケーターとしての社会貢献が望まれる。

#### ■ 平素からの取り組みの目的

- 北海道民の防災・減災の向上に資する支援
- 被害を最小限に抑えるための地域防災力向上に資する支援
- 災害発生後の迅速な復旧・復興に資する支援

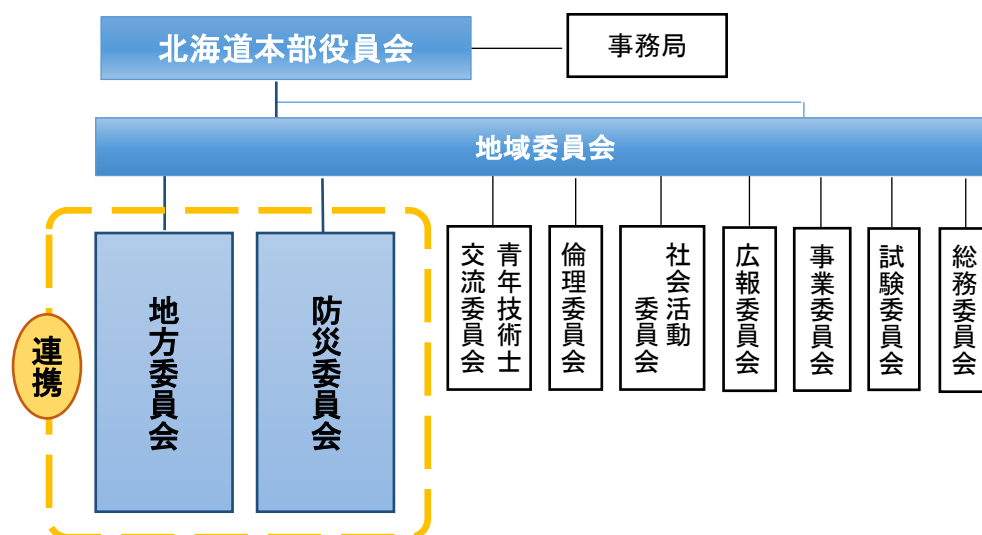


図-8 平素からの取り組みの方向性（委員会連携）

### ③ 新たな取り組みの内容

北海道本部として、平素からの取り組みを全道域を進めるためには、防災委員会と地方委員会の連携強化が重要であり、両委員会による情報交換や協議調整する場として防災支援連絡会議を設置し、本部役員会に併せて開催される地方委員会や年次大会等の本部行事等の開催時に併せて、出来るだけ定期的に実施することが望ましい。

そのうえで、両委員会の連携した当面の取り組みとして、これまで防災委員会が情報発信の場として継続してきた防災セミナーを地方委員会と共催する等により地方都市で開催したり、地方委員会が主催している研修会に防災委員会が協調する等から具体化することが考えられる。

また、将来的に大規模災害時における自治体への復興支援を行っていくためには、北海道本部と自治体との平素からの関わりやコミュニケーションが前提となろう。このため、自治体からの要請によるまち歩き点検や出前講座等といった住民参加型の事業に取り組むことも求められる。

その際、北海道総務部危機対策局が平成 28 年 9 月から開始している「北海道防災教育アドバイザー制度」（参考資料 2 参照）を活かし、北海道本部の技術士会会員が登録し、道内自治体からの要請に対応することが有効であろう。

#### ■ 主な取り組みの内容（案）

- 防災支援連絡会議の定期開催（防災委員会、地方委員会）
- 防災セミナーや研修会の地方開催（防災委員会、地方委員会）
- 北海道防災教育アドバイザー制度の活用（防災委員会、地方委員会）

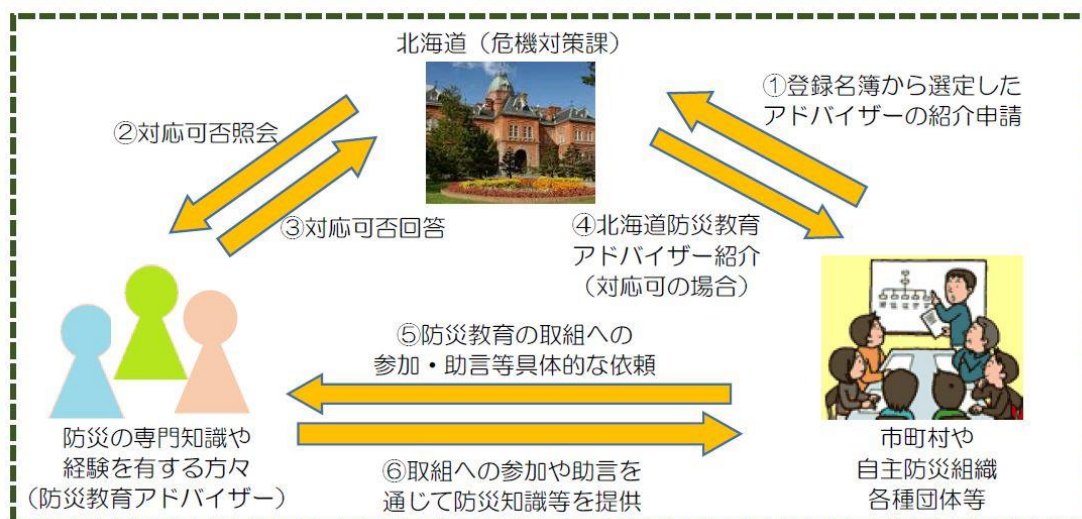


図-9 北海道防災教育アドバイザー制度の概要図

### 3 今後の課題

#### 1) 防災支援のための体制づくりについて

##### ① ボランティア登録について

大規模災害時の復興期における技術支援や平素からの取り組みにおける北海道防災教育アドバイザー制度の活用にあたっては、北海道本部として防災・減災に関する専門的な知識や防災教育等の経験をもつ技術士の参加を募る必要がある。このため道内在住の技術士会会員を対象にメーリングリスト等を利用したボランティア登録等の検討が求められる。

また、将来的には防災支援のためのボランティアとして登録した個人情報の管理運営や要請自治体への派遣技術士の選定等を所管する体制についても検討する必要があるだろう。

##### ② 技術士会会員等への研修について

防災支援に従事する技術士には質の高い情報や知見の発信を継続することが期待される。そのためには個々の技術士の自己研鑽に期待するところは大きいですが、人材育成に向けた防災・減災から縮災といった幅広い観点の研修会や講演会等をこれまで以上に組織的に実施することが求められる。また、将来的にはCPD制度に類した人材育成のためのシステムの構築を図ることも望まれる。

#### 2) 自治体との連携について

##### ① 自治体への情報発信について

北海道本部として、自治体との連携を深めるためには、地方委員会を通じた平素からの交流・連携がベースとなる。各地方委員会が主催する事業や今後地方での開催が期待される防災セミナー等においても、積極的に自治体への情報発信が望まれる。

また、北海道防災教育アドバイザー制度による各種の取り組みに際しても、自治体との連携・協力を重ねる中で、様々な情報の共有が図られることが期待できる。そうした観点からも、当該制度の活用は有効であろう。

##### ② 自治体との防災協定について

将来的な北海道本部としての復興期における技術支援にあたっては、自治体との防災協定の締結（表-9 参照）が前提となる。また、復興目的の現地派遣調査団の実施にあっても、当該自治体からの要請が無ければ実施することはできない。

このため、平素からの取り組みによる自治体に対する実績を積み上げるとともに、具体の取り組み内容やレベルについて、PDCAサイクルによる見直しにより継続的

に改善を進め、大規模災害時における復興支援を主な目的とした自治体との防災協定の締結に繋がることを期待したい。

表-9 自治体との防災協定の主な締結事例

地域本部	締結主体	締結先	内容	備考
統括本部	統括本部	墨田区	災害復興支援	H20. 8. 20
	千葉県支部	千葉市	応急対策及び 災害復興協力	H29. 6. 19
東北本部	宮城県支部	宮城県	復旧に係る助言	H28. 7. 28
中部本部	静岡県 技術士会	静岡市	市民への 復興まちづくり助言	H22. 6. 29
中国本部	中国本部	広島県・広島市	災害復興支援	H27. 7. 27
	鳥取県支部	鳥取県	平素及び災害時 における相互協力	H18. 8. 19





(参考資料1)

# 災害時支援活動計画(案)

Support Activity Plan Disaster(SAPD)

平成29年8月

公益社団法人 日本技術士会

防災支援委員会

## はじめに

防災支援委員会の目的は、「大規模災害時発生時或いは災害被害の軽減を目的とした平時からの技術的支援活動などを通しての国会並びに会員としての社会貢献活動」にある。

この目的を達成するために、防災支援委員会が非常時にも防災支援活動が機能するように、平成 22 年 9 月、防災支援委員会事業継続計画（BCP）を策定した。

また、平成 24 年 4 月に、東日本大震災での技術士会の復旧・復興支援活動の対応結果を踏まえ、支援協定締結のない自治体等への支援活動、会員アンケートを踏まえた技術士会緊急提言の発信等を追記し、防災支援委員会事業継続計画（BCP）を見直し、改訂版として策定した。

現在、公益社団法人日本技術士会では、大規模災害発生時の支援活動のために、統括本部及び各地域本部が地域自治体等と大規模災害時の復旧・復興支援に関わる協定締結を積極的に進めており、これらの支援協定締結は全地域に確実に展開されてきている。

これらの協定に基づく支援活動が、更に迅速かつ円滑に展開されるように、東日本大震災での対応結果、及び平成 26 年 8 月豪雨による広島市の土砂災害、平成 28 年（2016 年）熊本地震などでの対応経験等を踏まえ、本委員会の災害時支援活動計画(案)として、防災支援委員会事業継続計画（BCP）を見直すこととした。

今回の改定では、計画策定案が、防災支援委員会の事業継続（BCP）よりも自治体等への支援活動の行動計画が中心であることから、タイトルも事業継続計画（BCP：Business continuity planning）から災害時支援活動計画（SAPD：Support activity plan at disaster）に改めることとした。

今後もより実践的な災害時支援活動計画となるよう、PDCA サイクルで見直しを行い、災害時支援活動計画が、より実務的に機能するように継続的に改善を進める。

平成 29 年（2017 年）8 月

防災支援委員会 委員長  
田村 裕美

公益社団法人 日本技術士会 防災支援委員会 災害時支援活動計画(案)  
目次

はじめに

I. 基本計画編

1. 基本方針等	1
2. 災害時支援活動体制	2
3. 災害時支援活動フローとタイムライン	3

II. 災害時支援活動計画

1. 発動基準	5
2. 対応の流れ	5
3. 各段階で実施する災害時支援活動の内容	7
3.1 発災直後	7
3.2 初動対応(～2週間)	9
3.2.1 防災会議の開催	9
3.2.2 被災エリアの違いによる防災支援委員会及び地域本部の対応行動	10
3.2.3 初期対応実施内容	10
3.3 復旧・復興期対応(2週間～)	13

(巻末資料)

○日本技術士会 各種運営規則等	16
○防災支援委員会が実施した災害支援活動の実績	23

(別冊:参考資料)

○会員アンケート調査のモデル	
○被災地への会長声明	
○救援募金の受付の文例	
○アンケート結果に基づく課題(東日本大震災の例)	
○課題への技術士会の対応可能な事項等	
○専門家派遣登録(技術士復興支援DB)	
○東京都 復興まちづくりの支援に関する協定書	
○全国自治体との防災協定の締結状況	
○SAPD 発動訓練(想定例)	

# I. 基本計画編

## 1. 基本方針等

### 1.1 目的

本委員会の目的は、「大規模自然災害発生時の災害被害の軽減を目的として、平時からの技術的支援活動などを通じた本会並びに会員の社会貢献活動」にある(表-1)。

本計画は、防災支援委員会の運営規則に定める「大規模災害時の対応」に基づく災害時支援活動を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

表-1 防災支援委員会の連携・支援活動目的

(連携・支援活動)
第4条 本委員会は、以下の連携・支援活動を行う。
(1) 支部の防災活動を支援し、連携を進める。
(2) (公社) 日本技術士会の全国的なネットワークの整備・拡充および防災研修のため、毎年、全国防災連絡会議を開催する。
(3) 災害復興まちづくり支援機構など外部の防災組織との連携・支援活動を進める。
(4) 自治体への防災に関する支援活動を進める。
(大規模自然災害時の対応)
第5条 都道府県知事または市町村長が、都道府県防災計画または市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する大規模自然災害が発災した場合、本委員会は、会長の承認を得て防災会議を設置し、対応を協議することができる。
2 自治体との防災協定に基づく要請があった場合は、必要な準備、体制の整備等を行う。
備考：防災支援委員会運営規則一部抜粋

### 1.2 適用範囲

本計画は、日本技術士会 防災支援委員会が行う災害時支援活動に対して適用する。

### 1.3 適用基準等 (詳細は巻末資料編を参照)

- ・ 防災支援委員会運営規則 (IPEJ 62-1-2009)
- ・ 防災会議設置・運営規則 (IPEJ 62-2-2008)
- ・ 現地派遣調査団の編成・運営の手引き (IPEJ 62-3-2008)

### 1.4 基本方針

日本技術士会 防災支援委員会は、地域本部・県支部等との連携・協働により、以下の基本方針に基づき災害時支援活動を行う。これらの活動を通して社会貢献に努める。

- ・ 人命の安全確保
- ・ 二次災害の防止
- ・ 被災者の生活再建
- ・ 被災地の復旧・復興への貢献

## 2. 災害時支援活動体制

### 2.1 体制

災害支援活動は、「防災会議設置・運営規則(IPEJ62-2-2008)第6条」(巻末資料参照)に基づき、下記の体制で実施する。

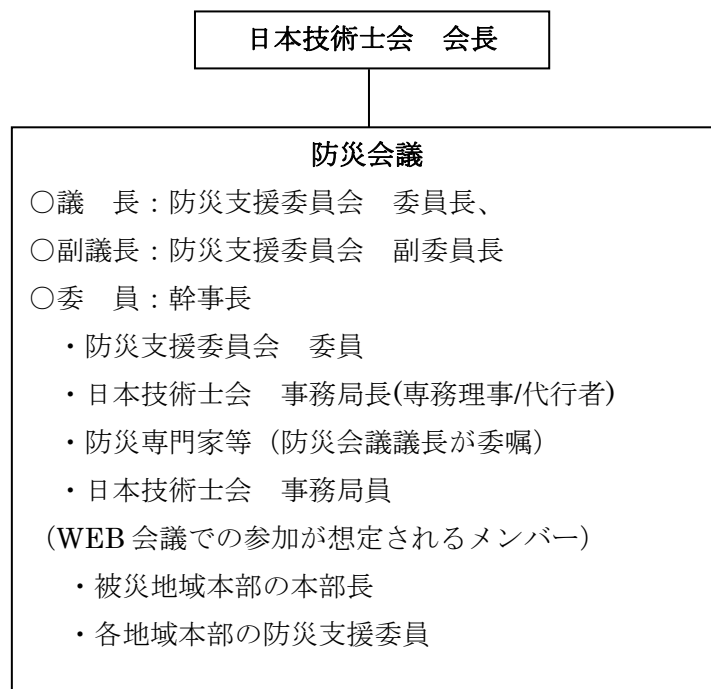


図 2-1 災害支援対策活動の体制

### 2.2 防災会議メンバーと役割

表 2-1 防災会議のメンバーと役割

防災会議メンバー	役割
防災支援委員会 委員長	会長連絡 (防災会議開催承認)、会議開催召集、会議議長、対応方針決定、支援体制強化、現地調査日程、メンバー選定、緊急報告会開催、自治体支援方針決定、支援技術士データベース構築・運用、救援募金受付の検討、予算検討、理事会への報告等
同副委員長、幹事長(東京)	議長代理、補佐
同委員	情報収集、議案内容の検討、アンケート調査実施対応、二次災害防止検討など意見提出
専門家など	特別課題への対応の場合に本会が要請。 状況により被災地域の組織メンバーの参加
事務局長 (専務理事および代行者)	予算的対応、会長、理事会などへの報告
事務局員	事務処理対応

備考：防災会議で決議する被災地現地調査団派遣に伴う費用は予算化済み

### 3. 災害時支援活動フローとタイムライン

#### 3.1 災害時支援活動フロー

##### (1) 災害協定に基づく支援活動

防災支援委員会運営規則に基づく、一般的な災害支援活動フローを下図に示す。



図 3-1 災害時支援活動フロー

注) 各地域本部における自治体との支援協定等の締結状況については資料編を参照

## (2) 災害協定に基づかない場合の支援活動

防災支援委員会運営規則には、「自治体との防災協定に基づく要請があった場合は、必要な準備、体制の整備等を行う。」とあるが、東日本大震災など過去には防災協定を締結していなくても、災害発生後に要請があれば、災害時の支援活動を実施してきた。

このように大規模災害発生時には、支援協定が締結していない場合でも、防災会議を準備して、どのような支援対応活動を行うかを協議・決定する。

被災自治体との連絡を迅速かつ円滑に行うためには、平常時からの関係自治体との連携した活動を進めておく必要がある。

## 3.2 災害時支援活動のタイムライン

災害時に委員会の支援活動を迅速に進めるための概ねのタイムライン（行動計画）を決めることが重要である。図 3-1 のフローに対応した一般的な災害支援活動のタイムラインを表 3-1 に示す。災害形態・種別・エリア特性に応じたタイムラインに沿って災害時支援活動を展開する。（「Ⅱ．災害時支援活動計画」を参照）

表 3-1 タイムライン（目標とする対応スケジュール）

被災後日数	5	10	15	20	30	60	90	120	～
(1) 安否確認・被災地情報共有	→								
(2) 防災会議設置・開催	→	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
(3) 被災自治体等の支援活動		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
・関係機関連絡	→	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
・現地調査		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
・アンケート調査		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
・被災者相談会 ・まちづくり協議会支援など		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
・専門家派遣 DB 新規登録等		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
(4) 防災会議対応事項等					▲ 報告会①		▲ 報告会②		▲ 報告会③、④

報告会①（約1ヶ月後）：【主要テーマ】被害状況、緊急提言

報告会②（約3カ月後）：【主要テーマ】被害状況・ニーズ共有、自治体要請、緊急提言

報告会③（約6カ月後）：【主要テーマ】被災地からの報告、支援ニーズ等

報告会④（全国大会等）：【主要テーマ】防災会議報告会

## Ⅱ. 災害支援活動計画

### 1. 発動基準

発動基準とは、大規模災害の発災時に防災支援委員会が支援活動を開始(防災会議を開催)する災害規模の基準である。

震度 6 弱以上の地震発生時には、防災支援委員会委員長は、防災会議の開催を検討する。

なお、防災支援委員会委員は、震度 5 強以上で委員は各自の安否状況、被災状況を知らせるとともに、政府、内閣府、気象庁、自治体などから情報収集する。

風水害、その他の災害では、激甚指定相当規模となることが想定される場合には、防災支援委員会委員長は、防災会議の開催を検討する。

### 2. 対応の流れ

防災支援委員会運営規則に基づき、防災支援委員会が実施した災害支援活動の実績(巻末資料編を参照)を踏まえ、災害支援活動フローを図 2-1 に示す。





図 2-1 災害時支援活動フロー

注) 各地域本部における自治体との支援協定等の締結状況については別冊参考資料を参照

### 3. 各段階で実施する災害支援活動の内容

#### 3.1 発災直後（各自の行動）

（１）最優先は自身の安全確保

大規模災害の発生時には、防災支援委員会メンバーは、先ず、自身の安全確保を最優先とする。さらに身近にいる家族や関係者に声をかけて生命安全の確保を行う。

初動対応行動の優先の順番は次のとおり。

- ① 自身、家族、周辺関係者の安全確保
- ② 負傷者の救出・救護
- ③ 二次災害(延焼、薬液噴出・漏洩、建物倒壊など)防止
- ④ 避難・誘導

表 3-1 災害発生後の初動緊急対応行動

時間経過	委員、職員の行うべき事項と手順	
・ 被災直後～数時間	昼間時被災	1. 自身および近隣者の安全確保
		2. 負傷者確認と対応
		3. 初期消火、二次災害防止
		4. 避難誘導
		5. 安否確認情報発信(全員)、情報収集
		6. 防災会議開催準備
	夜間休日被災	1. 自身、家族の安全確認
		2. 負傷者確認と対応
		3. 初期消火、二次災害防止
		4. 避難誘導
		5. 安否確認情報発信(全員)、情報収集
		6. 防災会議開催準備
*順序は例示であり、同時並行でも良い。		

（２）安否確認の連絡

各委員は、初動対応行動後、直ちに、以下の２通りの方法(両方)で、安否確認の連絡をする。

イ) メール連絡

防災支援委員会ML (bousai\_t\_iinkai@freeml.com) に各自の氏名、安否状況、対応行動の可否などをメール連絡する。

ロ) web171 への登録（次頁図を参照）

NTT が運営する災害用伝言板 (web171) を利用して、氏名 (ひらがな)、安否、伝言 (最大 100 文字) を入力して登録する。

○アクセス先 <https://www.web171.jp/>

○伝言を登録する電話番号 (日本技術士会事務局の電話番号 ; 下記のいずれか)

0 3 3 4 5 7 1 3 3 1

0 3 3 4 5 9 1 3 3 2

※配布なしで登録する。

○伝言内容 (100 文字以内)

自身の安否、自宅の損傷、防災会議出欠可能性など

(参考) 災害用伝言版 (web171) の登録画面イメージ

○ 伝言の登録

1 TOP画面

<https://www.web171.jp/>へアクセス。

伝言を登録する伝言板を表示できます。

伝言を登録したい電話番号を入力して、「登録」をクリックしてください。

— 電話番号

電話番号を数字のみ、「-」なしで入力してください。

※ 国際電話番号等、入力できない番号があります。

2 伝言登録画面

伝言を登録できます。

お名前(ひらがな)、安否、伝言を入力して、「登録」をクリックしてください。

登録した伝言は画面下部に反映されます。

— お名前(ひらがな)

伝言を登録する方の名前をひらがなで入力してください。

— 安否

あなたの安否の状態を選択してください。複数選択できます。

— 伝言

最大100文字まで入力できます。

※ 安否、伝言のどちらかは必ず入力してください。

※ 新しく登録した伝言は、上から順に表示されます。

### 3.2 初動期（発災～2週間）における対応

初動期は、防災会議を立ち上げ、防災会議もしくはその準備会を開催し、被災状況の把握や支援活動の対応方針を決まるまでの期間（発生災からおよそ2週間以内）とする。

#### 3.2.1 防災会議の招集・開催

『防災会議設置・運営規則（IPEJ 62-2-2008）（巻末資料参照）』に基づき、防災会議を開催する。

防災会議開催は、委員収集情報、意見、事務局長などとの調整により委員長が招集する。なお、本会会長には、防災会議開催予定であることを事前に連絡する。また、被災規模、被災状況に応じて、支援体制の強化が必要な場合は、会長に相談し、統括支援副会長の任命を依頼する。

防災会議のメンバーと役割は、以下のとおりである。

表 3-2 防災会議のメンバーと役割

防災会議メンバー	役割
防災支援委員会 委員長	会長連絡（防災会議開催承認）、会議開催招集、会議議長、対応方針決定、支援体制強化、現地調査日程、メンバー選定、緊急報告会開催、自治体支援方針決定、支援技術士データベース構築・運用、救援募金受付の検討、予算検討、理事会への報告等
同 副委員長(東京)	議長代理、補佐
同 委員	情報収集、議案内容の検討、アンケート調査実施対応、二次災害防止検討など意見提出
専門家など	特別課題への対応の場合に防災会議議長が要請。状況により被災地域の支部組織メンバーの参加
事務局長(専務理事および代行者)	予算的対応、会長、理事会などへの報告
事務局員	事務処理対応

備考：防災会議で決議する被災地現地調査団派遣に伴う費用は予算化済み

委員長の支障時の代行順位は、第1順位が副委員長(東京)、第2順位を幹事長とする。発動基準により、防災支援委員会「災害時支援活動計画」は自動的に開始する。

防災会議は、WEB会議とし、関連地域本部に参加を要請する。

防災会議の審議事項は、防災会議所掌事項(第4条)について、対応方針などを審議する。

- (1) 当該災害情報の収集、分析・評価並びに提言の防災支援委員会への上申
- (2) 現地防災会議の設置
- (3) 現地防災会議の指揮
- (4) 現地への調査団派遣
- (5) 災害復興支援機構など関係する防災組織への連絡、支援協力
- (6) 上記(1)～(5)に関する広報

### 3.2.2 被災エリアの違いによる防災支援委員会 統括本部及び地域本部の対応行動

被災地域が東京以外（東京被災でも対応可能な場合も含む）の場合と、東京直撃被災によって、対応主体、対応活動が変わる。対応事項は、被災地への現地調査団の派遣、現地調査報告会、自治体への提言、復興への支援活動の推進などがある。基本的には、防災支援委員会の全国的なネットワークで対応を進めるが、これらの対応活動は、東京以外の被災、東京被災などで行動上の制約がある場合は、代替対応を行う。

表 3-3 被災地による対応活動

被災エリア	防災会議	対応主体	対応活動	自治体協定支援対応
東京以外被災	統括本部又は地域本部防災会議開催	防災支援委員会 統括本部 メンバー	緊急報告会開催、 自治体支援提言 作成、提出	・東京以外の被災自治体支援協定への対応支援 ・地域本部と東京連携活動
東京被災	代替地域本部 <sup>注1)</sup> 防災会議開催	全国地域本部 防災委員会 メンバー	緊急報告会開催、 自治体支援提言 作成、提出	・東京都、墨田区の支援協定に対応した支援活動 ・対応可能な東京メンバーによる活動
備考	注 1)東京被災の場合、統括本部を代行する本部は、第①位 近畿本部、第②位 北海道本部、第③位 九州本部とし、他の地域本部がバックアップする。 注 2)被災地近傍の地域本部は、防災会議と連携して、情報収集、現地調査の派遣を行う。 注 3)被災地に限らず、技術士会のネットワーク、人材活用による可能な対応を進める。			

### 3.2.3 初期対応実施内容

- (1) 当該災害情報の収集、分析・評価並びに提言の防災支援委員会への上申  
国、自治体、関係機関発表の災害情報を収集整理し、被害状況や被害規模の見通し等  
をとりまとめる。
  - ・情報の整理（報道資料の整理；被害状況、ニーズ等）
  - ・災害規模の見通し(激甚になるかならないか)
- (2) 現地防災会議の設置  
防災会議において、被災地域が属する地域本部、支部と協議し、当該支部に現地防  
災会議を設置することの可否について検討する。また、下記について協議する。
  - (ア) 支援活動の対応方針
    - －直接支援（統括本部が直接行って支援）
    - －間接支援（地域本部を通じた支援）
    - －情報収集のみで当面对応等
  - (イ) 費用支弁の方針  
災害時支援活動に必要な費用について、予算の枠組み及びその計画案を作成する。

(3) 現地防災会議の指揮

現地防災会議は、議長、副議長及び委員にて構成する。現地防災会議の議長は、防災支援委員会が定める。現地防災会議の委員は、現地防災会議が委嘱したものとする。現地防災会議副議長は、現地防災会議の議長が現地防災会議の委員の中から選任し、現地防災会議議長に事故又は支障があった場合、その職務を代行する。

(4) 現地への調査団派遣

『現地派遣調査団の編成・運営の手引き（IPEJ 62-3-2008）（巻末資料編参照）』に基づき、現地調査の概略計画案を検討する。

(5) 災害復興支援機構など関係する防災組織への連絡、支援協力

災害協定等を締結している団体等から支援・協力要請があった場合には、その対応について協議する。

(6) 上記(1)～(5)に関する広報を行う。

(7) その他

(ア) 会員アンケートの実施

- ・各部会と会員へのアンケート；HP＋メールで実施
- ・基本的なアンケート項目は、以下の通り。

【調査項目】

- ① 専門分野の問題点
- ② 今後の必要な詳細調査
- ③ 二次災害防止、復旧対策提言
- ④ 被災自治体への提言、アイデア
- ⑤ 今後の大規模災害への準備課題
- ⑥ 今後の技術士会防災体制
- ⑦ 技術士会の特色ある効果的な調査方法
- ⑧ 専門家登録への関心の有無など。

- ・アンケート結果のとりまとめと支援課題

－被災地状況をまとめた資料を提供し、専門分野別のどんな課題があるかについて問う。

－支援可能な内容（アドバイスのみ、現地支援可能等）

- ・アンケートの工程：2週間程度で回答してもらい、取りまとめ、発災後1ヶ月以内を目処にHP等により情報開示する。

（東日本大震災のアンケート調査票は別冊参考資料編を参照）

#### (イ) 会長声明内容

大規模災害の発生に際して、公益社団法人として社会への情報発信を行う意味で、会長声明の発信は重要である。このため、体制的に SAPD に組み込む。

会長声明を発信する災害対象は、政府が対策本部を設置し、数県にまたがる広域激甚災害クラスのもの、東京、大阪などの大都市部を襲う激甚災害クラスのものなどとする。

一般向けと会員向けを行う。(会長声明の事例は別冊参考資料を参照)

会長不在、または、会長声明の発信に時間がかかる場合、土木学会事務局の発信を参考とする。

#### (ウ) 救援募金受付

- ・救援募金はこれまで理事会決定事項であったが、理事会開催のタイミングが遅い場合、防災会議で救援募金募集について審議し、会長に結果を報告する。

##### 【過去の例】

- ・救援募金を行う対象となる被災規模の基準としては、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、および東日本大震災が参考となる。(会員への案内文モデルは別冊参考資料編を参照)
- ・被災後、募金開始まで 20 日も要した。新潟中越地震（震度 7）では被災 40 日後に新潟県庁に募金 300 万円を持参した。東日本大震災では、被災 100 日後に募金 700 万円を日赤中央募金会に持参した。会員からは、募金の開始が遅く、すでに日赤などに行った人も多い。）

#### (エ) 大震災情報共有コーナー開設

- ・HP からの積極的な情報発信を意識し、防災会議の議事概要、データベース構築、個別アンケート結果なども迅速に公開する。被災後、遅くとも 2 週間以内には、情報共有コーナーを立上げる。

##### 【過去の例】

- ・東日本大震災では、HP への掲載が遅かった反省がある。

#### (8) 円滑な活動に向けて

- ・防災会議所掌事項を円滑に進めるため、平常時委員会体制の委員役割の検討、非常時委員会体制と委員役割の検討を決める。
- ・緊急時の活動支援が円滑に進むように、平常時からの情報共有化の推進が重要である。

### 3.3 復旧・復興期対応（2週間～）

#### （1） 現地派遣調査、被災情報収集及び二次災害防止提言など

- ・『現地派遣調査団の編成・運営の手引き（IPEJ 62-3-2008）（巻末資料編参照）』に基づき、初動期に検討された現地調査計画に基づき、現地調査を実施する。
- ・現地調査は、被災地に近い地域本部組織の支援協力は欠かせない。支部組織から現地調査団メンバーへ参加と情報交換により、現地状況の情報、現地調査実施、被災地へのアクセス手段の手配など被災地域の地域本部組織の役割は重要である。
- ・現地調査は、被災後1ヶ月以内には、現地の状況把握、情報収集などの予定を組む。
- ・現地派遣調査団は、次の事項を実施する。
  - ① 現地派遣期間における現地調査
  - ② 現地調査に基づく情報の収集・分類・評価の実施
  - ③ 関係する防災組織への連絡、支援協力
  - ④ 緊急対策、復旧・復興対策提言案の作成
  - ⑤ 現地調査報告会
  - ⑥ その他の必要な事項
- ・現地調査チームの対応と防災会議からの支援
  - ・チーム編成（3人程度：班長設置）で対応する。公共交通機関の運行停止などの制約もあり、派遣可能な範囲で数チームを編成し、交代対応する。1チームの現地支援期間は5日間を限度とする。派遣チームは、現地の要請事項、支援対応活動の内容、支援上の課題、成果などを防災会議に報告する。
  - ・防災会議は、現地派遣チームに対して、情報、ヒト、モノ、カネ、保険などのバックアップを行う。
  - ・派遣チームは、現地の要請事項、支援対応活動の内容、支援上の課題、成果などを防災会議に報告する。
- ・現地調査団の携行品  
（別冊参考資料編参照）



(2) 防災会議における報告会の開催

防災支援委員会、幹事会と併せて開催すること検討する。

表 3-4 報告会での報告内容

回数	開催時期 (目安)	報告内容例	備考
第2回	発災1カ月後	・アンケート結果に基づく課題 ・課題への技術士会の対応可能な事項等	別冊参考資料参照
第3回	発災3カ月後	・被害状況やニーズ情報共有 ・被災地からの協力要請	
第4回	発災6カ月後	・被災地(自治体、委員)からの報告 ・必要だった支援の内容	
第5回	発災1年後等	(内容は時期によって変わる)	全国大会等での報告

(3) 提言書、報告書の広報

・提言書を含む報告書は今後の減災への活用のため、被災自治体のほか内閣府、国交省などに郵送する。また、震災展、防災シンポジウムなどで参加者に配布する。

## (巻末資料)

- 日本技術士会 各種運営規則等
  - ・防災支援委員会運営規則(IPEJ 62-1-2009)
  - ・防災会議設置・運営規則(IPEJ 62-2-2008)
  - ・現地派遣調査団の編成・運営の手引き(IPEJ 62-3-2008)
- 防災支援委員会が実施した災害支援活動の実績
  - ・広島土砂災害(地域激甚災害への対応)
  - ・東日本大震災(大規模・広域災害への対応)

## (別冊 参考資料)

- 会員アンケート調査のモデル
- 被災地への会長声明
- 救援募金の受付の文例
- アンケート結果に基づく課題(東日本大震災の例)
- 課題への技術士会の対応可能な事項等
- 専門家派遣登録(技術士復興支援DB)
- 全国自治体との防災協定の締結状況
- SAPD 発動訓練の取組活動とシナリオ作成

○日本技術士会 各種運営規則等  
・防災支援委員会運営規則(IPEJ 62-1-2009)

IPEJ 62-1-2009

防災支援委員会運営規則

20.3.13 理事会制定承認

21.9.10 理事会変更承認

(目的)

第1条 この規則は、防災支援委員会（以下、「本委員会」という。）の運営についての詳細事項を定める。

(組織)

- 第2条 委員会運営規則（IPEJ05-1-2007）に規定される本委員会の事業を推進するため、幹事会及びワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置する。
- 2 本委員会の活動を補佐するため、首都圏在住の本委員会委員を中心に幹事若干名を定める共に、幹事の互選により幹事長を置き、幹事会を構成する。
- 3 WGは、防災、減災技術の検討、防災支援活動を実践することを目的とし、WGの構成員には、本委員会委員以外に、防災専門家登録会員及び、防災活動に関心のある会員を加えることができる。

(委員会等の開催)

- 第3条 委員会の開催は、3ヶ月に1回とし、必要に応じて、臨時開催ができる。
- 2 委員会開催月以外は、幹事会を開催し、委員会議案の検討を行う。

(連携・支援活動)

- 第4条 本委員会は、以下の連携・支援活動を行う。
- (1) 支部の防災活動を支援し、連携を進める。
- (2) (社)日本技術士会の全国的なネットワークの整備・拡充および防災研修のため、毎年、全国防災連絡会議を開催する。
- (3) 災害復興まちづくり支援機構など外部の防災組織との連携・支援活動を進める。
- (4) 自治体への防災に関する支援活動を進める。

(大規模自然災害時の対応)

- 第5条 都道府県知事または市町村長が、都道府県防災計画または市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する大規模自然災害が発災した場合、本委員会は、会長の承認を得て防災会議を設置し、対応を協議することができる。
- 2 自治体との防災協定に基づく要請があった場合は、必要な準備、体制の整備等を行う。

(広報活動)

第6条 本委員会の防災・減災に資する情報、活動内容については、ホームページ、年次成果報告会などを活用して、適宜、積極的な広報を進める。

(規則の変更)

第7条 本規則の変更は、本委員会が提案し、社会貢献委員会の承認を経て理事会において審議する。

附則（平成20年3月13日）

この規則は、平成20年3月13日から施行する。また、この施行に伴い防災特別委員会設置・運営規則（IPEJ 21-1-2002 平成14年11月13日理事会制定承認）は廃止する。

附則（平成21年9月10日）

この規則は、平成21年9月10日から施行する。

## 防災会議設置・運営規則

15.5.21 理事会制定承認

20.3.13 理事会変更承認

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、防災支援委員会が規定に基づき設置する防災会議の設置、運営に関する必要な事項を定める。

#### (用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災支援委員会：委員会の運営に関わる規則及び防災支援委員会運営規則に基づいて運営される委員会
- (2) 防災会議：大規模災害発生時に、防災支援委員会運営規則第5条第1項に基づいて設置される会議
- (3) 現地防災会議：前号の他、被災地域の属する支部に防災会議が設置することができる会議
- (4) 現地派遣調査団：災害発生現場へ防災会議が派遣することができる調査団

### 第2章 防災会議

#### (防災会議の設置場所および名称)

第2条 防災会議は、原則として社団法人日本技術士会事務局に設置する。

2 防災会議の名称は、「(社)日本技術士会防災会議(災害名)」とする。

#### (防災会議の所掌事項)

第4条 防災会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該災害に関する情報の収集・分析・評価並びに提言の防災支援委員会への上申に関する事
- (2) 現地防災会議の設置に関する事
- (3) 現地防災会議の指揮に関する事
- (4) 現地への調査団派遣に関する事
- (5) 関係する防災組織への連絡、支援協力に関する事
- (6) 前各号の広報に関する事
- (7) その他の関連事項

#### (防災会議の議長)

第5条 防災会議の議長は、防災支援委員会委員長が務める。

(防災会議の構成)

第6条 防災会議は、議長、同副議長及び委員にて構成する。

2 防災会議委員は、防災支援委員会委員、日本技術士会事務局長、この他防災会議議長から委嘱された防災専門家等とする。

3 防災会議副議長は、防災会議議長が防災会議委員の中から選任し、議長に事故又は支障があった場合、その職務を代行する。

(防災会議の招集)

第7条 防災会議は、防災支援委員会委員長が招集する。

(防災会議の運営)

第8条 防災会議に情報収集・提言班、支援班、総務班及び広報班等を設置し、事務局と連携し、防災会議の運営を円滑に進める。

(活動予算)

第9条 防災会議は、承認された予算の範囲で活動するものとし、予算の執行は防災会議議長が決定する。

(防災会議の解散)

第10条 防災会議議長は、防災会議の役割が終了したと判断したときには、社団法人日本技術士会会長(以下、「会長」という。)の了解を得て、防災会議を解散しなければならない。

(防災会議の報告)

第11条 防災会議の議長は、防災会議の活動終了後、実行した事項及び執行した費用等について速やかに会長に報告しなければならない。

### 第3章 現地防災会議

(現地防災会議の設置)

第12条 防災会議は、被災地域が属する支部と協議して、当該支部に現地防災会議を設置することができる。

(現地防災会議の構成)

第13条 現地防災会議は、議長、副議長及び委員にて構成する。

2 現地防災会議議長は、防災支援委員会が定める。

3 現地防災会議委員は、現地防災会議の議長が委嘱した者とする。

4 現地防災会議副議長は、現地防災会議の議長が現地防災会議の委員の中から選任し、現地防災会議議長に事故又は支障があった場合、その職務を代行する。

(現地防災会議の解散)

第14条 現地防災会議の議長は、現地防災会議の役割が終了したと判断したときには、防

災会議の了解を得て現地防災会議を解散させなければならない。

#### 第4章 現地派遣調査団

(現地派遣調査団の編成、派遣)

第15条 防災会議の議長は、必要に応じ現地派遣調査団を編成し、被災地に派遣することができる。

2 現地派遣調査団の編成・運営については別に定める。

附則(平成15年5月21日)

この規則は、平成15年5月21日から施行する。

附則(平成20年3月13日)

この規則は、平成20年3月13日から施行する。

## 現地派遣調査団の編成・運営の手引き

15.5.7 政策委員会制定

20.2.20 事業委員会変更

### (目的)

第1条 本規程は、非常災害等の発生に当たって、防災会議設置・運営の規則第15条第2項に基づき、現地派遣調査団の編成・運営に関して必要な事項を定める。

### (現地派遣調査団の名称)

第2条 派遣する調査団の名称は、防災会議設置・運営規則第3条第2項による防災会議の名称とともに、(社)日本技術士会防災会議(災害名)現地派遣調査団(以下、現地調査団という。)とする。

### (現地調査団の設置期間)

第3条 現地調査団の設置期間は、防災会議の設置期間内とする。

### (現地調査団の所掌事項)

第4条 現地調査団は、指定された被災地に赴き、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 現地派遣期間における、現地調査に関すること
- (2) 現地調査に基づく情報の収集・分類・評価の実施に関すること
- (3) 関係する防災組織への連絡、支援協力に関すること
- (4) 緊急対策、復旧対策(復興対策は除く)の提言案の作成に関すること
- (5) その他の必要な事項

### (現地調査団の役員)

第5条 防災支援委員会委員長は、支部防災組織等の代表者と協議して、現地調査団の役員について、予め委嘱しておくことができる。

### (現地調査団の組織)

第6条 現地調査団は、団長、副団長及び団員で構成する。

- 2 前条の構成員は、防災会議委員、現地防災会議委員、技術士会会員防災専門家及び同等の専門家でなければならない。
- 3 第1項の員数は、10名を上限とする。
- 4 現地調査団の団長は、防災会議の議長が指名する。
- 5 副団長、団員は、防災会議の議長が団長と協議して決定する。



(団員の任期)

第7条 団員の任期は、防災会議の設置期間とする。

(現地調査団の団員の招集等)

第8条 防災会議の議長は、予め現地調査団の委嘱団員の中から当該現地調査団の団員を指名し、招集を行う。

(現地調査団の調査用物品・機材の準備)

第9条 現地調査団が必要とする調査用物品・機材は、防災支援委員会が別に定める。

(防災会議との連携)

第10条 現地調査団は、原則として現地防災会議を通じて、防災会議への支援要請、連絡・報告等の連携を保つものとする。

(傷害保険による補償及び活動費用)

第11条 現地調査団の団員は、派遣期間中、予め定められた範囲の傷害保険の補償を受けることができる。

2 現地調査団の活動費用は、防災会議の議長が予め承認を受けた予算の範囲内で、防災会議の議長から支払いを受けることができる。

3 前項の支払いは、予め定められた範囲内での精算払いとする。

附則（平成15年5月21日）

この手引きは、平成15年5月21日から施行する。

附則（平成20年2月20日）

この手引きは、平成20年2月20日から施行する。

## ○防災支援委員会が実施した災害支援活動の実績

大規模・広域災害への対応【参考事例：H23東日本大震災対応】

発災後経過日数 【東日本大震災事例】	発災時 3月	1ヶ月 4月	2ヶ月 5月	3ヶ月 6月	4ヶ月 7月	5ヶ月 8月	6ヶ月 9月	7ヶ月 10月	8ヶ月 11月	9ヶ月 12月	10ヶ月 1月	11ヶ月 2月	12ヶ月 3月	13ヶ月 4月	備考
0 被害・復旧対応経緯	☆ 3/11														
1 防災会議開催	3/18 3/14	4/14 4/11	5/12	6/10	7/14	8/9	9/9	10/13	11/10	12/9	1/12	2/9	3/15		●会長声明・副会長統括 ◎防災会議開催
2 現地調査団派遣				防災委+東北本部 5/4-6											
3 現地支援活動: 防災委員会															
・被災者相談会	3/31	福島県外避難者相談会		6/30		8/21	9/11		11/10	12/17	1/22,30	2/4,11,26	3/20,25		▽: 福島県外避難者交流会・相談会
・被災者支援募金活動	3/20			6/20							▽富雄町: 防災+原子力 ▽いわき支援: 防災委員会				700万円寄付
・自治体・協議会支援活動						8/26	9/15	10/3,21	11/11,25	12/12,19,22	1/23,30	2/20	3/16,26		▽富岡町の策定 ▽いわき協議会WS
3 現地支援活動: 各部会等															
・衛生工学会															
・経営工学会															
・水産部会															
・原子力・放射線部会				警戒区域住民一時帰宅支援		8/26	9/25	10/3,21	11/11,25	12/12,22	1/23,30	2/20	3/16,26		▽: 警戒区域自治体の復興の策定支援
・東北本部				現地調査: 6/4-6 現地防災会議											
・四国本部								農業ダム決壊調査							
4 調査報告会					7/11	8/26			11/15			2/2	3/11		
5 関連機関連絡・連携															災害復興支援機構 さわやか財団
6 技術士会アンケート調査															
7 支援技術士DB登録								10/31		12/22		2/10			●: DB公表及び復興庁協議

地域激甚災害への対応: 【参考事例: H26.8広島土砂災害対応】

発災後経過日数 【H26広島土砂災害事例】	発災時 8月	1ヶ月 9月	2ヶ月 10月	3ヶ月 11月	4ヶ月 12月	5ヶ月 1月	6ヶ月 2月	7ヶ月 3月	8ヶ月 4月	備考
0 被害・復旧対応経緯	☆ 8/20発災									
1 防災会議開催	8/28 準備会議	9/11 9/4会長承認	10/9	11/13	12/6	1/15	2/12			月1回を原則 防災委と同時開催 発災後1ヶ月程度
2 現地調査団派遣	8/31	9/8 9/21								* 1次: 中国5名、2次: 中国8名、 3次: 中国3+統括2+四国4+九州1名
3 現地支援活動										約8か月活動
・災害ボランティア支援	23回 8/23	延42人 9/17								ボランティア受入対応 (行政支援) 発災後1か月程度
・被災者相談会		▽▽▽ 9/3,5,14	▽ 10/19						6/30	発災1週間~1ヶ月
・自治体意見交換会		▽ 9/14	▽ 10/5	▽ 11/2	▽ 12/14	▽ 1/17,2地区	延15名			月1回、1月: 復興計画
・自治会の防災講座開設				11/16	12/23	1/11,17	2/16		4月下旬,2地区	月1回程度
4 調査報告会				●● 11/9,10		● 1/24		● 3/3		3~4回程度
5 関連機関連絡・連携	建コン協 士業連絡会									建設コンサルツ協会 災害復興支援士業連絡会
6 技術士会アンケート調査										
7 支援技術士DB登録										
◎救助・支援の応援体制										発災~約1ヶ月
・陸上自衛隊	8/20出動	9/11撤収								発災~約3週月
・県内広域消防相互応援	8/20出動	9/5引揚								発災~約2週間
・緊急消防援助隊	8/20出動	9/5引揚								発災~約2週間
・国交省: TEC-FORCE	8/20開始	9/23終了								発災~約1ヶ月
・中国地方整備局	8/23開始	9/20終了								発災~約1ヶ月

【平成 29 年改訂委員】

委員長	上野 雄一	専任委員	大元 守 (元 委員長)
副委員長	田村 裕美	専任委員	山口 豊 (元 副委員長)
副委員長	濱中 拓郎		
幹事長	丹羽 真		
委員	尾頭 誠		

---

災害時支援活動計画(案)

---

制定 : 平成 22 年 9 月 1 日  
改定 1 : 平成 24 年 4 月 12 日  
改定 2 : 平成 28 年 12 月 8 日  
改訂 3 : 平成 29 年 8 月 31 日

編集・発行 : 公益社団法人 日本技術士会 防災支援委員会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4 丁目 1 番 20 号  
田中山ビル 8 階

電話 : (03) 3459-1331(代) FAX : (03) 3459-1338  
URL : <http://www.engineer.or.jp/>

---



(参考資料2)

① 北海道防災教育アドバイザー制度について

② 「北海道防災教育アドバイザー制度」取扱要領

平成28年5月

北海道総務部危機対策局危機対策課

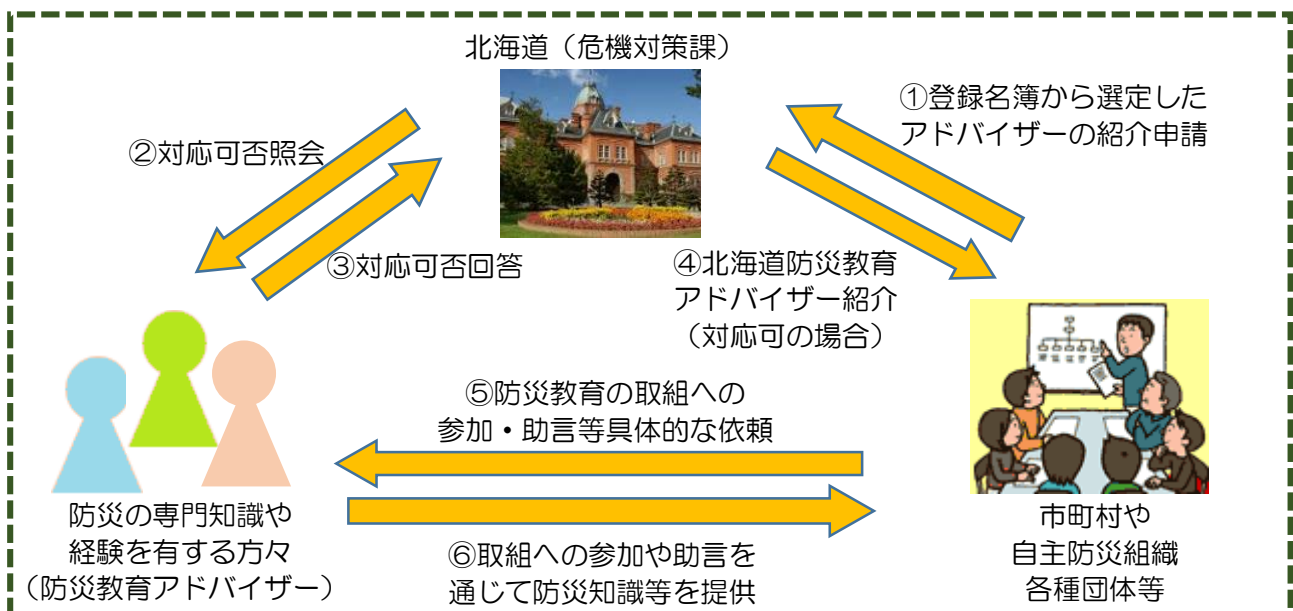
防災グループ

# 北海道防災教育アドバイザー制度について

## 1 事業概要

北海道防災教育アドバイザー制度は、防災に関する様々な分野の専門的な知識を有する方々や被災経験された方々を「北海道防災教育アドバイザー」として登録し、市町村や自主防災組織、企業、団体等が実施する防災教育の取組ニーズにあわせて紹介する事業です。

具体的には、北海道防災教育アドバイザーは、市町村や自主防災組織等が実施する防災教育の取組（防災研修、防災訓練、自主防災マニュアルの作成等）に参加し、講師として自らの持つ防災知識を伝えるほか、防災の計画づくりなどの取組に助言する等の活動を行います。



## 2. 北海道防災教育アドバイザーの登録者について

北海道防災教育アドバイザーには防災に関する専門的知識や被災経験を有し、かつ道内各地において研修会講師等で活躍している者を幅広く登録しました。

### 【アドバイザーの業務例】

アドバイザーは、市町村や自主防災組織等の要請に応じて、次の業務を行います。

- 1) 自然災害に関する専門的知識の提供及び災害教訓の伝承（研修会の講師等）
- 2) 防災教育に関する手法や、その具現化に必要な手段についての指導や助言
- 3) 地域防災に関する課題解決のために必要な情報の提供
- 4) 防災に関する計画づくりの支援
- 5) 避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等の防災教育教材の実施
- 6) その他、防災教育の推進に関する事項についての指導や助言等

### 3. 北海道防災教育アドバイザー紹介の手続きについて

道にアドバイザーの紹介を希望する市町村等は、北海道防災教育アドバイザー紹介申請書（様式6）に必要事項を記載して、道危機対策課防災グループ（防災教育担当）へメールやFAX等で送付します。

様式は本通知に添付しているほか、道危機対策課ホームページよりダウンロードできます。

道は申請によりアドバイザーと連絡調整を行い、アドバイザーの対応可否について回答します。

アドバイザーの内諾後は、市町村や自主防災組織等がアドバイザーと直接連絡調整し、事業を実施していただくこととなります。

### 4. 派遣にかかる費用について

道よりアドバイザーの紹介を受けた防災教育の実施主体（市町村や自主防災組織等）が経費（旅費や報償費等）を負担します。

### 5. 問い合わせ先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災グループ

担 当：國田

電 話：011-204-5900

FAX：011-231-4314

E-mail：somu.bosai22@pref.hokkaido.lg.jp

# 「北海道防災教育アドバイザー制度」取扱要領

## 第1 目的

市町村や自主防災組織等が、自然災害や防災に関する専門的知識や被災経験を有する者として登録された「北海道防災教育アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）から講演や指導、助言等を受けることにより、地域の防災教育を推進することを目的とする。

## 第2 内容

北海道は、自然災害や防災に関する専門的知識や被災経験を有する者をアドバイザーとして登録し、市町村や自主防災組織等からアドバイザー紹介の申請があった場合はアドバイザーと調整を行い、紹介することにより、市町村や自主防災組織等の防災教育の取組を支援する。

## 第3 アドバイザーの要件

アドバイザーは、自然災害や防災に関する専門的知識や被災経験を有する個人又は団体とする。

## 第4 アドバイザーの登録

- 1 北海道は、アドバイザーとしての要件を満たすと認められる者に対し、「北海道防災教育アドバイザー依頼書（別紙様式1）」により個人又は団体代表者へ依頼するとともに、「北海道防災教育アドバイザー登録承諾書（別紙様式2）」により個人又は団体代表者の承諾を得て登録する。

なお、必要に応じ、本人の所属長に対し、「北海道防災教育アドバイザー登録承認依頼書（別紙様式3）」により所属長に承認を依頼するとともに、所属長から、「北海道防災教育アドバイザー登録承諾書（別紙様式4）」の提出を受けるものとする。

- 2 登録期間は2年以内とするが、再任することができる。
- 3 登録を承諾したアドバイザーは、別途「北海道防災教育アドバイザープロフィールカード（別紙様式5）」を北海道に提出する。
- 4 北海道は、登録したアドバイザーの名簿（「北海道防災教育アドバイザープロフィールカード」記載の（1）から（6）を含む）を作成し、ホームページ等により公開する。
- 5 アドバイザーは、「北海道防災教育アドバイザープロフィールカード」に記載した内容に変更が生じた場合は、随時、その変更内容を、北海道へ報告するものとする。

## 第5 アドバイザーの業務

アドバイザーは、市町村や自主防災組織等の要請に応じて、次の業務を行うこととする。



- 1 自然災害に関する専門的知識の提供及び災害教訓の伝承（研修会の講師等）
- 2 防災教育に関する手法や、その具現化に必要な手段についての指導や助言（研修内容の企画や教材開発等）
- 3 地域防災に関する課題解決のために必要な情報の提供
- 4 防災に関する計画づくりの支援
- 5 避難所運営ゲーム（HUG）北海道版等の防災教育教材の実施
- 6 その他、防災教育の推進に関する事項についての指導や助言等

#### 第6 アドバイザーとの連絡調整等

- 1 アドバイザーの紹介を希望する市町村や自主防災組織等は、希望するアドバイザー名、日時、場所、希望する指導及び助言内容等を「北海道防災教育アドバイザー紹介申請書（別紙様式6）」により北海道に申請する。
- 2 北海道は、アドバイザーと連絡調整を行い、アドバイザーの対応可否について、市町村や自主防災組織等に回答する。
- 3 アドバイザーの内諾後は、市町村や自主防災組織等がアドバイザーと直接連絡調整するものとする。

#### 第7 活用結果の報告

市町村や自主防災組織等は、事業終了後、「北海道防災教育アドバイザー制度活用結果報告書（別紙様式7）」を北海道に提出するものとする。

#### 第8 謝金等の支給

アドバイザーから指導及び助言等を受けた市町村や自主防災組織等は、あらかじめ相互に確認した額の謝金及び旅費をアドバイザーに支払うものとする。

#### 第9 道としての取組

地域における防災教育の取組を推進するため、道が直接本制度を活用した取組を実施することがある。

#### 第10 守秘義務

北海道及び市町村、自主防災組織等は、本事業により知り得たアドバイザーの個人情報（ホームページ等に掲載されている個人情報を除く）を外部に漏らしてはならない。

#### 第11 アドバイザーの辞退

アドバイザーは、登録を辞退したい場合、北海道に「北海道防災教育アドバイザー登録辞退申出書（別紙様式8）」を提出し、北海道はこれを受けて当該登録を抹消する。

## 第12 免責事項

北海道は、申請者とアドバイザーとの間に生じた争いに対して、一切責任を負わない。

## 第13 アドバイザーの登録抹消

北海道は、既に登録されているアドバイザーに関し、「北海道防災教育アドバイザー」としてふさわしくないと判断した時は、いつでも登録を抹消できる。

## 第14 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

### 附 則

この要領は、平成28年5月9日より施行する。

(参考資料3)

## 北海道本部防災支援検討ワーキンググループ 設置要領

### 1. 名称

本ワーキンググループ（以下、「WG」という。）は、「北海道本部防災支援検討ワーキンググループ」と称する。

### 2. 目的

本WGは、日本技術士会防災支援委員会において「災害時支援活動計画（SAPD）」及び「自治体との防災協定要領」の策定が進められていることを契機に、今後も懸念される道内での大規模災害発生に対応するため、自治体支援等の北海道本部としての取り組みのあり方について検討する。

### 3. 検討内容

- (1) 大規模災害時における自治体支援等の北海道本部としての取り組みに係る検討
- (2) 災害被害の軽減を目的とした平時からの自治体支援等の北海道本部としての取り組みに係る検討

### 4. WGの運営

本WGは、防災委員会を「WG事務局」として運営する。

### 5. WGの構成

#### (1) WG事務局

本WGの座長は防災委員会委員長（防災支援委員会地方委員）、副座長は防災委員会副委員長、幹事は防災委員会幹事長を充て、副座長・幹事を以て事務局を構成する。

#### (2) その他のWGメンバー

本部役員会、地方委員会、防災委員会より、WG座長が必要に応じて数名のWGメンバーを委嘱して構成する。

### 6. 検討結果の報告等

WG座長は、本WGの検討内容を取りまとめて北海道本部役員会に報告し、役員会の承認が必要な事項があれば発議する。

また、必要に応じて防災支援委員会へ報告する。

### 7. その他

本WGの活動期間は、平成30年2月に設置後、同年7月の年次大会までの活動を当面の予定とする。

(参考資料4)

### 【検討経緯】

- 平成30年1月31日 平成29年度北海道本部第4回役員会
- 設置要領（案）の承認
- 平成30年2月27日 防災支援検討ワーキンググループ（第1回）
- 検討の内容及び進め方について
  - 取り組みの方向性について論点整理
- 平成30年3月27日 防災支援検討ワーキンググループ（第2回）
- 平素からの取り組みについて
  - 今後の具体化に向けた課題整理
- 平成30年4月11日 平成30年度北海道本部第1回役員会
- 防災支援検討ワーキンググループ中間報告
- 平成30年5月16日 防災支援検討ワーキンググループ（第3回）
- 大規模災害時の取り組みについて
  - 報告書（案）について
- 平成30年5月29日 平成30年度北海道本部第2回役員会
- 防災支援検討ワーキンググループ最終報告

(参考資料5)

## 【委員名簿】

(敬称略、五十音順)

池田 憲二 (北海道本部 副本部長、総務委員長)

大浦 宏照 (防災委員会 副幹事長、  
防災委員会防災教育ワーキンググループ)

◎ 城戸 寛 (防災委員会 委員長、防災支援委員会 地方委員)

● 小林 正明 (防災委員会 幹事長)

高桑 史郎 (北海道本部 副本部長、  
地方委員会委員長 (道北技術士委員会代表))

橘 邦彦 (オホーツク技術士委員会代表)

田中 雄太 (道央技術士委員会代表)

布村 重樹 (道南技術士委員会代表)

羽二生 望 (北海道本部 事務局長、統括本部総務委員)

松岡 直基 (防災委員会防災教育ワーキンググループ)

紅葉 克也 (道東技術士委員会代表)

○ 渡辺 敏也 (防災委員会 副委員長)

◎ : 座長、○ : 副座長、● : 幹事

